

理事者室から

“形の見えない”課題がある

副会長 矢澤 昌司



11月9日、理事者会にて

見えている課題と見えない課題

副会長就任から半年を経ました。はたして、どこまで課題をこなせたのだろうか、ときに呻吟しつつ、職務にあたっております。

与えられた課題の中には、まず、前年度理事者から明確に引継を受けた課題、特段の引継があったわけではないけれど当然やらなければならないと思われる課題、そして今年度新たに発生した課題があります。そういった課題については、前年度理事者のアドバイス、ご支援を受けたり、関係委員会や担当事務局と打ち合わせを重ねながら、予定のスケジュールを何とかこなしているつもりです（予定より遅れてるな、と自責の念に駆られているものもあります）。

しかし、「これは重要な課題なのではないだろうか」と個人的に思っていたり、理事者の中でときに話題にのぼっていながら、日々の忙しさにまぎれて、取り組みができないでいるものもあります。そのような課題については、どこかで課題の形をはっきりさせる必要がありますが、残された時間がなくなりつつあるというのが率直な感想です。この誌面を借りて、その1つをご紹介します。

地域とのパイプはどうあるべきか

東京弁護士会は、単位弁護士会であり、東京地区における弁護士業務の現場に立脚した会務が期待されていると思います。この点、中規模弁護士会、小規模弁護士会での会務を側聞しますと、会の役員は、地域の様々な団体や機関と、密接な「顔の見える」交流の場面を持っておられます。しかし、わが東京弁護士会は巨大都市の巨大弁護士会でありますので、なかなか、「顔の見える」交流

はできず、表面的な交流にとどまっているのが現状です。

今後、さらに新入会員が急増する中で、地域を舞台として、弁護士が必要とされる場面に的確に弁護士が対応していける環境を整えなければならないのではないか、会として、地元の様々な団体や機関とのパイプを太くすることもその1つなのではないかと思えます。もちろん、委員会として、これまで実績を持っておられる分野もあります。が、さらに会としての取り組みが必要なのではないか、その場合、理事者として何ができるのか、私の頭の中では十分な整理ができずに、つまり、課題としての形がはっきり見えないままとなっています。

会員とのパイプ

弁護士会は、様々な課題について、今後さらに迅速な処理を求められると思います。そして、今回ご紹介したような、まだ形のはっきりしない課題についても、いろいろなチャンネルを使って、会員と理事者とのキャッチボールができるようになるといいなと思っています。理事者室では、広報体制の充実・拡大を今年度のテーマとしていますが、広報とは、一方通行でなく相互通行であると思いますので、理事者へのご意見は、随時、適宜の方法でお寄せくだされば幸いです。今年度残された期間、会員の皆さんのご指導ご鞭撻を仰ぐ次第です。

主な担当業務
司法改革推進センター、広報、厚生、外国人の権利、
子どもの人権、犯罪被害者支援委員会、関弁連 等